

やまふくプラスポータルサイト構築及び
関連コンテンツ制作業務委託仕様書

令和8年4月

山梨県福祉保健部障害福祉課

目次

1	概要.....	1
1. 1	業務名.....	1
1. 2	背景と目的.....	1
1. 3	構築の基本方針等.....	1
1. 4	本業務の概要.....	1
1. 5	納入場所.....	2
1. 6	業務スケジュール.....	2
1. 7	支払条件.....	2
2	納入物.....	3
2. 1	納入物及び納期限.....	3
2. 2	作成上の注意.....	3
2. 3	検査方法.....	3
3	本業務に係る要件及び内容.....	4
3. 1	作業要件.....	4
3. 2	本業務に係る作業実施体制.....	4
3. 3	作業場所に係る要件.....	4
3. 4	作業内容.....	4
3. 5	サービスレベル（SLA）.....	11
4	その他.....	11
4. 1	情報セキュリティ要件.....	11
4. 2	機密保持.....	11
4. 3	知的財産権の帰属等.....	12
4. 4	業務の再委託.....	12
4. 5	契約不適合責任等.....	13
4. 6	遵守事項.....	13
4. 7	特記事項.....	13

◇仕様書添付資料◇

仕様書別紙「概略スケジュール」

1 概要

1. 1 業務名

やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務

1. 2 背景と目的

山梨県福祉保健部障害福祉課では、障害者差別解消や合理的配慮の推進、障害者就労支援（工賃向上・商品開発支援・仕事の斡旋等）に取り組んできた。しかし、これらの取組は十分に認知されておらず、障害者が依然として「支援の対象」としてのみ捉えられる傾向が残っている。

この課題を踏まえ、県民・企業・自治体に対して障害福祉に関する情報を分かりやすく提供し、障害者を共に社会をつくる大切なパートナーとして捉える意識の醸成を図るため、既存施策を再編・統合し、「山梨の福祉に新たな価値を加える」という意味を込めた「やまふくプラス」を展開する。

本仕様書に基づき実施する業務では、その基盤となるポータルサイト（以下、「サイト」という。）の構築と関連コンテンツ（動画、記事、施設情報検索機能）の制作を行う。これにより、障害福祉に関する情報発信の強化と、障害理解の促進、就労支援の活性化、共生社会の実現を目指す。

本仕様書は、やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

1. 3 構築の基本方針等

以下の事項を踏まえたサイトおよび関連コンテンツを新たに構築、制作する。

- (1) 「やまふくプラス」として、障害に関する各種施策や障害者、障害者就労施設に関する情報発信を行い、障害者の共生社会実現に資することが可能なサイトとする。
- (2) 本サイトに掲載するコンテンツとして、「障害者の仕事を紹介する動画」、「障害特性に応じた配慮の紹介動画」、「障害者や関係者の思いや背景を伝える記事」を制作する。
- (3) 障害福祉施設の情報を検索、閲覧できるページを作成すること。なお、県で運営している、障害者就労施設の情報を検索できる『障害者のできる仕事 ～つながるナビ～』（<https://tunagaru.pref.yamanashi.jp/>）後継機能となるものである。

1. 4 本業務の概要

本業務は、「1. 2 背景と目的」及び「1. 3 構築の基本方針等」に基づき、次の作業を一体として実施するものである。各工程は県との協議及び承認を経て進め、詳細仕様は「3. 4 作業内容」に定める。

- (1) 本サイトの構築・開設に係る企画提案
「1. 2 背景と目的」及び「1. 3 構築の基本方針等」の内容を踏まえて、本業務に係る構築目的や担うべき役割を整理した上で企画提案を行い、サイトの構成検討などの要件定義やページ作成に係る実装機能の検討・設計（実装仕様書の作成等）を行う。なお、障害者福祉施設の情報検索機能も実装するものとする。
- (2) デザイン制作及びページの作成
トップページ（第1階層）、インデックスページ及び末端ページ（第2階層以下）並びにスマートフォン用ページについて、デザイン及びページの作成を行う。スマートフォン用ページについては、サイト閲覧時にスマートフォンやタブレット端末のウィンドウ幅に合わせた見やすく最適なサイト表示となるよう自動的に切り替わる仕組み（レスポンシブデザイン）を導入する。
なお、別に公募する「やまふくプラス」ロゴマークをデザインに組み込むこととする。
- (3) コンテンツ制作
サイトに掲載するコンテンツ（動画、記事）について、県と協議を行い、必要な取材、撮影、原稿作成などを行う。
- (4) 稼働環境の構築
本サイトの稼働に必要なサーバ環境の調達を行い、当該機器により稼働環境を構築する。

また、本サイト上のコンテンツ管理を山梨県（福祉保健部障害福祉課）において行えるようにCMSを導入する。

(5) 動作検証及び公開作業

主要なブラウザ別に本サイトの動作検証を行うとともに、完成したサイトの公開に必要な作業を行う。

(6) 本サイトの運用・保守業務の設計

セキュリティ対策やバックアップ処理・稼働監視などを含め、システムを安定的に稼働させるための運用・保守の設計作業を行う。

(7) 各種マニュアルの作成及び操作研修の実施

本サイトの管理・運用に係る手順を示した各種マニュアルを作成するとともに、サイトの管理業務や運用業務の担当者を対象とした操作研修を実施する。

(8) 本サイト等の周知・認知活動

本サイト及び本業務で制作する動画・記事等のコンテンツについて、より多くの県民等に認知され、継続的に利用されるよう、受託者において効果的な周知活動等を行う。

(9) その他の付帯作業

(1) から (8) の作業等に必要となる付帯作業及び本サイトの管理・運用に関連するその他の作業を行う。

1. 5 納入場所

山梨県庁内及び山梨県知事が指定する場所

1. 6 業務スケジュール

(1) 概略スケジュール

本業務に係るスケジュールの概略を仕様書別紙「概略スケジュール」に示す。

(2) 本業務の委託期間

契約日から令和9年3月31日まで。

ア 本サイトの構築及び動作検証作業期間

契約日から令和9年3月31日まで。

イ 運用開始日（サイト公開日）

令和9年4月1日から。

1. 7 支払条件

委託料は、本業務の完了の後、所要の手続きの上、本業務に係る全ての委託料を支払うものとする。

2 納入物

2. 1 納入物及び納期限

受託者は、次の納入物を納期限までに納品すること。

No.	名称	媒体・部数	納期限	備考
1	業務計画書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	契約後 14 日以内に提出し、承認を得ること。
2	企画提案書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	サイトの設計及びデザイン、ページの作成作業開始前までに提出して、承認を得ること。
3	Webサイト設計書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	設計作業終了後、速やかに提出して、承認を得ること。
4	動作試験計画書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	試験開始までに提出し、承認を得ること。
5	動作試験結果報告書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	
6	運用・保守業務計画書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	
7	CMS 操作マニュアル (管理者用)	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	
8	周知計画書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	
9	打ち合わせ議事録等	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	
10	その他管理資料	電子 2部	R9. 3. 31	
11	業務完了報告書	製本 2部 電子 2部	R9. 3. 31	

2. 2 作成上の注意

- (1) 納入物の作成など納品に係る工数及び必要な資材はすべて受託者が負担すること。
- (2) 納入物は日本語で作成すること。また、製本は日本産業規格A4版を原則とし、目次及びインデックスを付してチューブファイル等にまとめて納品すること。ただし、図表については、必要に応じてA3版縦書き・横書きを使用することができる。
- (3) 「媒体・部数」欄の電子とは、電子データをCD等の媒体で提出することを指す。なお、電子データは、原則としてMicrosoft365 Apps (Word、Excel、PowerPoint) で参照及び編集できる形式とすること。
- (4) ハードウェア及びソフトウェアの付属物や保証書などは、それぞれ対象ごとに分類・整理して納入すること。

2. 3 検査方法

- (1) 納入物の確認及び内容審査をもって検査とする。
- (2) 納入物の確認及び内容審査時に修正、追記等を求められた箇所については、速やかに修正し提出すること。

3 本業務に係る要件及び内容

3. 1 作業要件

- (1) 業務実施体制、業務スケジュール等を含めた業務計画を策定し、業務計画書として作成すること。また、業務計画書は、契約後14日以内に山梨県に提出し、承認を得ること。
- (2) 作業全体について進捗管理を実施し、山梨県に対し進捗状況を定期的に報告すること。
- (3) 進捗管理の実施方法については、山梨県の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で、新たに対応が必要となった作業については、山梨県と協議の上、実施すること。なお、本業務に係る全ての経費は、受託者の負担とする。
- (5) 山梨県が所有若しくは用意する機器について、利用が必要な場合は、理由と使用方法について書面にて申し出ること。山梨県において内容が妥当であると判断した場合には使用を許可する。使用の際には事前に山梨県と十分調整を行うこと。
- (6) 山梨県が保有する環境の確認方法については、事前に山梨県と十分調整すること。なお、確認には、他システムとの連携があれば、その部分も含まれる。
- (7) 受託者が保有する環境などの外部の環境と山梨県が保有する環境の間はネットワークにて直接の接続はできない。
- (8) 山梨県が保有する環境において、動作試験を行う前に、受託者が保有する環境にて十分に稼働確認をしておくこと。また、動作試験に当たって必要なデータは、原則として受託者で用意すること。ただし、山梨県にて用意する必要がある場合は、山梨県と協議の上、データの提供、作成、保管、破棄方法について決定し、対応すること。

3. 2 本業務に係る作業実施体制

- (1) 本業務に当たって、業務全体を統括する責任者を配置すること。また、業務を円滑に進めるために必要な作業体制を整えること。
- (2) 業務全体を統括する責任者は、業務遂行に必要な知識（技術的要素を含む）及びプロジェクト管理に係る知識・経験を有する者とする。
- (3) 本業務に当たっては、事前に山梨県担当者と十分な調整・検討を行うこと。また、定期的（毎月1回程度）に全体打合せを行い、業務の経過及び進捗状況を、山梨県に報告すること。なお、打合せの内容については、毎回、議事録を作成し、終了後に速やかに提出すること。

3. 3 作業場所に係る要件

受託者は、本業務の実施に当たって山梨県庁及び県施設内を使用する場合は、山梨県と協議の上、山梨県が規定する必要な手続きを実施し、承認を得ること。

3. 4 作業内容

(1) 本サイトの構築・開設に係る企画提案

ア 「1. 2 背景と目的」及び「1. 3 構築の基本方針等」に記載した目的を達成するために必要となるサイトの構築の方向性及びサイト開設により期待される効果等を具体的に検討するため、山梨県との協議（打合せ）を行うこと。

イ アに示す協議結果を基にして、原則として次に示す観点を踏まえ、サイト構築の方向性及び内容（コンセプト）、並びに開設により期待される効果を内容とする企画提案書を作成の上、完成後速やかに山梨県に提出し、承認を得ること。なお、下記に示す観点以外にも本サイト構築・開設の目的を達成するために必要と考える観点がある場合には、追加すること。

- ・サイト利用者の障害者に関する理解や工賃向上に向けた取り組みの気運醸成を実現するのにふさわしいWebサイトの構成、デザイン、コンテンツを内容とする。
- ・サイト利用者の視点に立ち、必要とする情報にスムーズにアクセスすることが可能であり、かつ、掲載情報の内容が理解しやすいものであるなど、サイト利用者の利便性を重視する。
- ・高齢者や障害者も含めて全てのサイト利用者にとって使いやすいものとなるようにウェブ

アクセシビリティに配慮する。

- ・山梨県（福祉保健部障害福祉課）において、サイトのコンテンツに係る新規作成、更新、削除など適切な管理業務ができるようにし、サイト利用者に対して適時的確な情報発信を行うことを可能とする。
- ・ウイルス対策、SSL/TLSなどの暗号化通信蓄積データの暗号化などを実施し、掲載内容等の改ざん、サイトとサイト利用者（クライアント端末）間における通信内容の盗聴、サイトのなりすまし、管理・保有情報の漏えいなどの情報セキュリティリスクに対応できる高い安全性を確保する。

ウ 上記ア、イに示す企画提案の承認後、次に掲げる事項を含む Web サイト設計書を作成し、山梨県へ提出の上、承認を得ること。

- 画面設計（画面一覧、遷移マップ）
- ページテンプレート方針
- CMS 構成（権限・承認フローを含む）
- 機能設計（機能仕様、API 仕様）
- データベース設計
- 計測設計（アクセス解析の計測項目・タグ設計）
- 非機能要件（性能・可用性・バックアップ等）の基本事項
- アクセシビリティ適合目標
- セキュリティ設計
- インフラ設計（システム構成、ネットワーク構成）
- テスト設計

（2）デザイン制作及びページの作成

ア 本サイトの次に示す各ページについて、それぞれのデザイン案を作成の上、山梨県に提示すること。

- ・トップページ（第1階層）
- ・インデックスページ（第2階層）及び末端ページ（第3階層以下）
- ・スマートフォン用ページ

イ インデックスページ及び末端ページ、スマートフォン用ページのデザインについては、トップページのデザイン（配色、レイアウト、装飾等）との調和がとれたものとし、Web サイト全体のデザインに係るバランスや統一感を考慮したものとする。

ウ 別に公募により決定する「やまふくプラス」ロゴマークをデザインに組み込むこと。

エ 各ページの最終的なデザインについては、山梨県と協議の上、決定すること。

オ 決定されたデザインにより各ページを作成すること。なお、各ページに掲載するテキスト（本文原稿）及び画像・動画は、原則として次項に示すとおりとするが、詳細については山梨県と協議の上、決定すること。

（3）コンテンツ制作

ア 「障害者の仕事を紹介する動画」に係る要件

動画作成に係る要件は次のとおりとする。なお、提案にあたっては、動画作成の主旨を理解し、視聴者に訴求する動画となるための工夫を行うこと。

①全体コンセプト

障害のある方の働く場の拡大・工賃向上と、自治体・企業の労働力不足や外注による効率化を見据えた産福連携等の認知度向上と具体的な発注のきっかけ創出。

②適用範囲

本委託業務で制作する動画および関連素材、サムネイル、字幕、台本、撮影素材一式。

③ターゲット

企業：主に製造・物流・印刷・清掃・造園等の発注担当／総務・調達・CSR担当 など

自治体：主に福祉・産業労働・政策／公共施設管理部署 など

一般：県民

④コンテンツ要件

- ・作業の品質・納期・安全管理・コスト感の要素などをわかりやすく提示する。
- ・障害者の声、障害者就労施設の職員の声、発注した企業の声を交えること。
- ・単なる紹介ではなく「課題→取り組み→成果→期待」の流れなどを意識し、ストーリー性を持たせること。
- ・次に準ずること。

動画本数：5本（異なる業態5種類（組立／加工／箱折／清掃／除草など）、サムネイル

尺：各3～5分程度

⑤アクセシビリティ要件

- ・全編字幕を付けること。（話者名表記・環境音/効果音の説明含む）
- ・重要テキストは十分なコントラストとすること。
- ・画面内テキストは読みやすい日本語フォントを使用すること。

⑥権利・法務・コンプライアンス

- ・出演同意（被写体本人／保護者）、施設撮影許可、ロケ地使用許諾、音楽ライセンス、企業ロゴ使用許諾を取得すること。
- ・個人情報・機密情報は撮影・編集・公開の各段階で最小化・マスキングすること。
- ・第三者権利物の使用は権利者・使用時間・媒体を素材一覧表に明記（二次利用含む）すること。

⑦動画はパソコン、スマートフォン等、それぞれの視聴環境で視聴可能な動画とすること。

⑧撮影素材を基に構成・内容を確認できる粗編集版（仮編集版）を作成し、県が内容確認及び修正指示を行う確認工程（以下「粗編集確認」）を2回実施すること。

（別途、指定する日までに動画イメージをデータで提出すること。）

⑨動画撮影に使用した写真データ、映像等の素材を納品すること。

⑩撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。なお、第三者が権利を有している映像・画像等を使用（二次使用を含む）している場合は、権利者や使用時間等について記載すること。

⑪公開先

本委託業務で作成するサイト及び県公式YouTubeチャンネル「山梨チャンネル」に公開する。また、イベント会場などで上映する。

イ 「障害特性に応じた配慮の紹介動画」に係る要件

動画作成に係る要件は次のとおりとする。なお、提案にあたっては、動画作成の主旨を理解し、視聴者に訴求する動画となるための工夫を行うこと。

①全体コンセプト

障害特性や障害者差別解消法に定める合理的配慮の提供に対する理解の促進及び認知度の向上により、合理的配慮が提供しやすい環境を実現。

②適用範囲

本委託業務で制作するショート動画および関連素材、サムネイル、字幕、台本、撮影素材一式。

③ターゲット

企業：県内企業

一般：県民

④コンテンツ要件

- ・障害ごとに特性があること及び特性に応じた合理的配慮が必要であることをわかりやすく説明すること。
- ・合理的配慮という単語が記憶に残るようなインパクトを持たせること。

- ・視聴者が合理的配慮についてより深く知ることが出来るよう、動画の最後に内閣府の動画等を紹介し、視聴に繋げるようにすること。

- ・次に準ずること。

動画本数：4本（4種類の障害特性（視覚・聴覚・肢体不自由・知的）、サムネイル尺：各15～30秒程度

構成：簡易アニメーションによる各障害特性と合理的配慮の紹介

⑤アクセシビリティ要件

- ・全編字幕を付けること。（環境音/効果音の説明含む）
- ・重要テキストは十分なコントラストとすること。
- ・画面内テキストは読みやすい日本語フォントを使用すること。

⑥権利・法務・コンプライアンス

- ・音楽ライセンスを取得すること。
- ・個人情報・機密情報は撮影・編集・公開の各段階で最小化・マスキングすること。
- ・第三者権利物の使用は権利者・使用時間・媒体を素材一覧表に明記（二次利用含む）すること。

⑦動画はパソコン、スマートフォン等、それぞれの視聴環境で視聴可能な動画とすること。

⑧撮影素材を基に構成・内容を確認できる粗編集版（仮編集版）を作成し、県が内容確認及び修正指示を行う確認工程（以下「粗編集確認」）を2回実施すること。

（別途、指定する日までに動画イメージをデータで提出すること。）

⑨動画撮影に使用した写真データ、映像等の素材を納品すること。

⑩撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。なお、第三者が権利を有している映像・画像等を使用（二次使用を含む）している場合は、権利者や使用時間等について記載すること。

⑪公開先

本委託業務で作成するサイト及び県公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」に公開する。また、イベント会場などで上映する。

ウ 「障害者や関係者の思いや背景を伝える記事」に係る要件

記事作成に係る要件は次のとおりとする。なお、提案にあたっては、記事作成の主旨を理解し、読者に訴求する記事となるための工夫を行うこと。

①全体コンセプト

障害者、障害者就労施設で働く人々の想いや成長、施設の理念や活動内容について、ストーリー性を持って伝え、障害者の社会参加の価値を広め、県民に「理解と共感」を促す。

②適用範囲

本委託業務で制作する記事（6本、文字数1,500字程度）、及び関連素材

③コンテンツ要件

- ・障害当事者、障害福祉サービス事業所のそれぞれの視点で、ストーリー性を持った記事を作成すること。なお6本の記事の内訳の指定はない。
- ・障害当事者については、例えば、働く喜び・挑戦・成長・今後の目標などの視点に留意し記事を作成すること。
- ・事業所職員については、例えば、支援の工夫、チームワーク、現場の学びなどの視点に留意し記事を作成すること。
- ・管理者については、例えば、運営方針、地域との関係、将来展望などの視点に留意し記事を作成すること。

④アクセシビリティ要件

画像の代替テキスト、読みやすい段落・見出し設計とすること。

⑤権利・法務・コンプライアンス

出演・写真掲載に関する同意取得済み の素材のみを使用し、第三者素材はライセンス確

認のうえ使用すること。

⑥編集・校正

編集、校正については、構成案 → 粗稿 → 校正（2回） → 最終稿の一連工程で行う。

⑦公開先

本委託業務で作成するサイトに公開する。

エ 障害福祉施設情報検索機能

県が現在運営している「つながるナビ」と同様に、県内の障害福祉サービス事業所（以下「施設」という。）の情報を検索・閲覧できる機能を、サイト内に実装することにより、企業・自治体・県民等が、障害者就労施設の所在やサービス内容等を容易に把握できる環境を整備する。

①全体コンセプト

障害者就労施設に関する情報へのアクセス性を高め、障害者理解の促進及び産福連携の裾野拡大につなげ、企業や自治体が、業務委託や連携を検討する際の「探しやすさ」「比べやすさ」を向上させ、具体的な発注・連携のきっかけを創出する。

②コンテンツ要件

施設情報検索機能は、原則として次に掲げる要件を満たすものとする。なお、これら以外にも目的達成のために必要と考えられる機能がある場合には、企画提案において提案すること。

・検索機能

以下の項目を組み合わせて検索でき、検索条件は複数選択可能とし、直感的に操作できるUIとすること

- 地域（圏域・市町村）
- 提供可能な商品内容（パン・菓子類、弁当・惣菜、加工食品、事務用品等）
- 対応可能な作業内容（軽作業、製造、印刷、清掃、除草等）

・検索結果

施設検索結果は一覧形式で表示し、施設名、所在地、主なサービス内容等の基本情報が一目で分かる構成とし、スマートフォンでも閲覧しやすいレスポンスデザインとすること。

・施設詳細情報

各施設に詳細ページを設け、次の情報を掲載可能とすること。

- 法人名、施設名
- 所在地（地図表示を含む）
- 連絡先（電話番号、メールアドレス等）
- 提供サービス内容
- 主な作業内容・受注可能業務
- 定員、利用対象者、運営時間
- 写真（外観、作業風景、商品等）
- その他、県が必要と認める情報

③コンテンツ管理要件

- ・施設情報の新規登録、更新、削除については、山梨県（福祉保健部障害福祉課）が容易に管理できるCMS構成とすること。
- ・各事業所のページは、その事業所の担当者が更新できることとし、更新内容が公開される前に、ウェブサイト管理者が承認する機能を有すること。
- ・将来的な施設数の増減や掲載項目の変更に柔軟に対応可能な設計とすること。
- ・既存の「つながるナビ」等から情報を転用・連携する場合については、県と協議の上、対応方針を整理すること。

④アクセシビリティ要件

高齢者、障害者を含む全ての利用者が円滑に利用できるよう、文字サイズ変更、十分

なコントラスト、キーボード操作対応等、アクセシビリティ確保のための措置を講じること。

⑤公開先

本委託業務で構築する障害者情報発信サイト内に実装し、動画コンテンツ・記事コンテンツと相互に回遊可能な構成とすること。

(4) 稼働環境の構築

ア Webサイト設計書に基づき、本サイトの稼働に必要なとなるサーバ環境（クラウドサービス、ホスティングサービス等の利用を含む）を選定し、必要な構築・設定を行うこと。環境構築に当たっては、性能、可用性、拡張性及びセキュリティに配慮した構成とし、Webサーバ、アプリケーション構成、データベース、バックアップ、ログ管理、証明書管理（SSL/TLS）等を適切に設定すること。

イ CMS の選定に当たっては、県職員（一人一台パソコン）により、ページ新規作成・更新・削除、画像・文書ファイルのアップロード、承認フローの管理が容易に行えることを要件とする。

ウ 本サイトの閲覧状況等を分析するため、必要なデータ（閲覧数（ページごと）、流入元チャネル、外部リンククリック数、訪問ユーザーの属性（地域、性別）等）が取得できるよう Google アナリティクスの設定をすること。

エ スマートフォンやタブレット端末による本サイトの閲覧時に、閲覧しているデバイスの画面サイズに合わせた最適なサイト表示となるようレスポンシブデザインを実装するものとする。レスポンシブ対応は、ページの新規作成及び更新（追記等を含む）においても自動的に適用されるよう CMS 側のテンプレート設計を行う。

オ ドメインについては、山梨県が保有する「pref.yamanashi.jp」を用いること。山梨県保有ドメインの利用に際し、山梨県等との調整、調整時に必要となる資料作成は本業務の範囲とする。

(5) 動作検証及び公開作業

ア 本サイトが正常に稼働（適切な画面表示及び実装機能の有効性）するか公開前に動作試験を行うこと。動作試験は、機能試験、表示確認試験、レスポンシブ試験、アクセシビリティ配慮の確認、フォーム・検索機能の正常系・異常系試験、外部サービス（API・地図等）の連携確認等を含むものとする。

イ 動作試験に当たっては、動作試験計画書（試験項目、試験環境、試験手順、判定基準、担当者、実施日程を含む）を作成の上、試験開始までに山梨県に提出し、承認を得ること。なお、動作確認については、次に示すブラウザについて実施すること。

<Windows>

Edge、Google Chrome、Firefox 構築時最新版

<mac>

Safari 構築時最新版

<スマートフォン/タブレット>

Safari、Google Chrome 構築時最新版

ウ 動作試験計画書に基づき動作試験を行い、その結果を「動作試験結果報告書」として作成の上、山梨県に提出すること。

エ 公開作業については、県と協議のうえ、公開日時、公開手順、バックアップ取得、切替方法、DNS 設定、API 鍵等の本番設定の確認を行い、受託者は当該内容に基づき本サイトの公開作業を実施するものとする。

(6) 本サイトの運用・保守業務の設計

ア 本サイトが安全に安定して稼働するために必要な事項を「運用・保守業務計画書」としてまとめ、山梨県に提出して承認を得ること。運用・保守業務計画書には、以下の事項を含めること。

- (ア) 運用体制（担当者区分、連絡方法、受付時間、エスカレーション経路）
 - (イ) 監視項目及び監視方法（死活監視、リソース監視、ログ監視 等）
 - (ウ) バックアップ方式（取得対象、取得頻度、保持期間、保存方式）
 - (エ) 障害発生時の対応手順、復旧手順、復旧目標（RTO・RPO）
 - (オ) セキュリティ運用（脆弱性対応、証明書管理、アクセス権限管理 等）
 - (カ) 構成管理（CMS・テンプレート・プラグイン・API キー 等の更新管理）
 - (キ) 定期保守作業（ログ整理、データ整合性確認、CMS 更新可否判断 等）
 - (ク) 長期的な保守を見据えた改修方針（軽微変更の判断基準、機能改善の扱い 等）
- イ 運用保守業務計画書は、本仕様書に定めるサービスレベル（3. 5）を満たす内容とし、システム稼働率、RTO、RPO については、達成のために必要な監視方法及び復旧手順を計画書に明記すること。
- ウ 稼働環境監視情報取得機能（死活監視、リソース監視、ログ監視、外部サービス（API）応答確認、証明書期限管理等）やバックアップ機能（データベース・CMS ファイルを対象とした1日1回以上の取得、複数世代保持、独立領域保存）を実装すること。
- (7) 各種マニュアルの作成及び操作研修の実施
- ア 本サイトの「CMS操作マニュアル（管理者用）」を作成し、山梨県に提出すること。
 - イ 受託者は、担当課職員（3～5 名程度）を対象に、マニュアルに基づく CMS の基本操作説明を行う操作研修（概ね 1 時間程度）を実施すること。研修は実機を用いて行い、職員が公開後の運用に不安がないよう必要な質疑応答に対応すること。
- (8) 本サイト等の周知・認知活動
- ア 受託者は、本サイト及び本業務で制作する動画・記事等について、構築年度に実施可能な周知活動（プレ周知等）及び、公開後に実施する本格的な周知・認知活動の計画（以下「周知計画」という。）を作成し、県の承認を得るものとする。周知計画には目的、ターゲット層、実施手法（構築年度と公開後に区分して記載）、実施時期、必要資材、想定効果等を記載するものとする。
また、公開後の継続的な認知向上に向け、広報・周知活動の基本方針及び県と受託者の役割分担については、翌年度以降の運用・保守業務計画書において整理するものとする。
 - イ 周知活動の実施に当たっては、県が有する各種広報媒体・広報手段との整合を図り、必要に応じて県と調整を行うこと。外部媒体への掲載又は有料広告等を提案する場合は、事前に県と協議し、承認を得るものとする。
 - ウ 受託者は、周知計画に基づき、構築年度におけるプレ周知及び公開後の本格的周知活動に必要な広報素材（画像、短尺動画、説明文、バナー、SNS 投稿案等）を作成し、県に提供するものとする。広報素材に使用する画像・映像・フォント等の権利処理は受託者の責任によるものとする。
 - エ 周知活動の成果は、本業務において構築年度中に実施するプレ周知分について、その実施内容及び成果を構築業務の実施報告書に取りまとめて提出するものとする。
なお、公開後に実施する周知活動の成果については、別途委託する運用・保守業務において整理するものとする。
- (9) その他の付帯作業
- ア その他、本業務の実施に関して必要な助言、支援等を行うこと。

3. 5 サービスレベル (SLA)

受託者は、本サイトの安定的な運用を確保するため、次のサービスレベルを満たすものとする。
なお、本サービスレベルは、3. 4 (7) に定める運用・保守業務計画書に基づき実施される運用・監視・バックアップ・復旧体制により達成されるものとする。

No.	項目	目標値
1	サービス提供時間	24時間365日
2	オンラインレスポンスタイム	3秒
3	システム稼働率	99.9%
4	RPO (目標復旧地点)	1日前
5	RTO (目標復旧時間)	12時間
6	RLO (目標復旧レベル)	一部(公開)機能の復旧
7	システム再開目標 (大規模災害時)	2週間以内に再開
8	問い合わせ	受付: 24時間365日 (メール受付含む) 回答: 翌営業日
9	計画停止	年3回以内 1週間前までに通知

4 その他

4. 1 情報セキュリティ要件

- (1) 受託者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、山梨県が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。
- (3) 受託者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、山梨県の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し山梨県の承諾を得た上で実行すること。
- (4) 受託者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠すること。
- (5) 受託者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに山梨県に報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策に関して、山梨県が受託者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じる。なお、契約締結時には、「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」を山梨県に提出すること。また、これらの状況に変更があった場合には、速やかに山梨県に提出すること。
- (7) 受託者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、山梨県の求めに応じ、山梨県と協議を行い、合意した対応を実施すること。

4. 2 機密保持

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、山梨県から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次のアからオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア 山梨県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ 山梨県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの
 - エ 山梨県から秘密でないとして指定されたもの
 - オ 第三者への開示又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に山梨県と協議の上、承認を得たもの

- (2) 受託者は、山梨県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、本業務に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る山梨県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、山梨県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に山梨県に返却するものとする。

4. 3 知的財産権の帰属等

- (1) 本業務において受託者が新たに作成したプログラム、デザイン、動画、写真、マニュアル、その他の成果物（以下「本成果物」という。）に関する著作権（著作権法第21条から第28条までの権利を含む。）は、第三者が権利を有する著作物を除き、すべて山梨県に帰属する。受託者は本成果物に関し著作権者人格権を行使しない。
- (2) CMS 本体、テーマ、プラグイン、外部ライブラリ、外部 API、その他の第三者が著作権を有する著作物（以下「第三者著作物」という。）については、当該権利者に帰属する。受託者は、本業務に必要な範囲で、適法なライセンスに基づき第三者著作物を使用するものとし、これら第三者著作物は前項の本成果物には含まれない。
- (3) 受託者は、第三者著作物を使用する場合、当該著作物の利用に必要なライセンス契約を受託者の責任及び負担において取得する。また、必要に応じ、使用許諾およびライセンス条件について山梨県に報告する。
- (4) 本成果物に第三者著作物を組み込む場合、受託者は事前に山梨県へ報告し承認を得るものとする。この場合、山梨県が本成果物を複製・改変・再配布・第三者委託等により利用する際に支障が生じないライセンス条件であることを受託者が確認する。
- (5) 本業務に関連して第三者著作物の利用に起因する紛争が生じた場合、受託者の責めに帰すべき事由によるものについては受託者の責任と負担において解決する。ただし、山梨県の提供物に起因する場合はこの限りではない。
- (6) 山梨県は、本成果物の複製、改変、翻案、再配布、公衆送信を行い、また第三者へ委託してこれらを行わせることができる。受託者はこれに必要な情報（ソースコード、テンプレート、CMS 設定、API 設定手順、動画・記事・画像等の原素材および編集プロジェクトファイル等）を、本成果物の一部として納品しなければならない。

4. 4 業務の再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受託者が、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について申請し、山梨県が承認した場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、再委託の相手方に対して、本仕様書「4. 1 情報セキュリティ要件」、「4. 2 機密保持」及び「4. 3 知的財産権の帰属等」を含め、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (4) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。
- (5) 受託者は、山梨県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について山梨県に対し報告し、また山梨県が自ら確認することに協力するものとする。
- (6) 受託者は、山梨県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、山梨県の承認を得るものとする。

4. 5 契約不適合責任等

検収完了後に、本業務について本仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受託者の責任、負担において、山梨県と協議の上、契約書第22条の規定により迅速に当該契約不適合に係る履行の追完等を行うものとする。なお、履行の追完を実施した際には、書面にて山梨県に報告を行うこと。

4. 6 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。

4. 7 特記事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、山梨県と受託者が協議の上、別に定めることとする。
- (2) 本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者はやむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ山梨県と協議の上、承認を得ること。

概略スケジュール

年度	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約			●									
構築・開設に係る 企画提案			●	→								
デザイン制作及びペー ジ作成					●	→	→	→	→			
コンテンツ作成					●	→	→	→	→			
稼働環境の構築								●	→	→		
動作検証及び公開作業										●	→	→
各種マニュアルの作成 及び操作研修												●

項目	備考等
契約	
構築・開設に係る 企画提案	本サイトの構築目的や担うべき役割を整理した上で企画提案を行い、サイトの構成検討などの要件定義やページ作成に係る実装機能の検討・設計を行う。
デザイン制作及びペー ジ作成	本サイトの各ページについて、デザインの制作、作成（スマートフォン対応を含む）を行う。
コンテンツ作成	作成する記事の取材、原稿、写真データ（画像素材）の撮影、動画作成、事業所紹介ページなど各種コンテンツを作成する。
稼働環境の構築	本サイトの稼働に必要となる稼働環境を構築する。また、コンテンツ管理を山梨県が行えるようにCMSを導入する。
動作検証及び公開作業	主要なブラウザ別に本サイトの動作検証を行うとともに、完成したサイトの公開に必要な作業を行う。
各種マニュアルの作成 及び操作研修	本サイトの管理・運用に係る手順を示した各種マニュアルを作成するとともに、サイトの管理業務や運用業務の担当者を対象とした操作研修を実施する。